●香川県告示第２２６号

都市計画法（昭和43年法律第１００号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により高松広域都市計画道路を変更したので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により次のとおり告示し、同条第２項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和８年11月27日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　都市計画の変更に係る土地の区域

３・４・１１４号郷東香南線

縦覧に供する図面表示のとおり

２　縦覧場所

香川県土木部都市計画課